

各筆明細

権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称 公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所 〒371-0852 前橋市綿町総社2326-2	電話番号 027-251-1220	同意欄 ※自署又は押印	地権者 (印)
権利を設定する者(B)	氏名又は名称 地権者 太郎	住所 ●●市●●町●● 123-4	電話番号 123-45-6789	同意欄 ※自署又は押印	

事記押印又はフルネーム

卷之三

- 利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積と()書きで下段に記載する。
〇〇〇〇m²に記載し、当該部分を特定するための斜面を記載するものとする。
（）を記載する。
（）を記載する。

（資料）農業防除基盤整備事業についての説明

物的に、主食用米または現金による高級支払いとする。

規定する者(土地所有者)に対して行う。

中間管理権を設定する土地における(B)以外の権原者

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される利用権は、(1)の各算明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定
ア 借貸の算明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 借貸の算明細請求
ア 利用権を設定する者(以下「所有者」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「機構」という。)は、当該土地の(1)の各算明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借貸の増減を請求しない。

(3) 借貸の改訂
ア 本計画を定めた後、借貸の改訂に当たつては、農地法第52条の農業委員会が提供する借貸の動向や地域関係者による協議結果等を勘査して、所有者、機構が協議して定める額に改訂する。

(4) 借貸の支払者
ア 所有者は、機構が災害その他やむを得ない事由のため、(1)の各算明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸
ア 機構は当該土地を、所有者の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借貸の減額
ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から機構に於て農地法(昭和27年法律第249号)第20条又は民法609条の規定に基づく借貸の算明細請求があり、機構が当該借貸を減額する場合には、機構は所有者に対して、借貸の減額を請求することができる。減額されるべき額は、所有者及び機構が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となつたときは、減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて所有者及び機構が協議して定める。

(7) 境界の明示
ア 所有者は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 附帯の除去等
ア 所有者は、当該土地に於て利用するに際し、機構が引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良
ア 所有者は、機構及び転借人の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他の所有者において修繕することができない場合は、所有者に於て機構が修繕し又は転借人に修繕させることができ。この場合において、機構又は転借人が修繕の費用を支出したときは、所有者に於て機構は、所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が程難である場合には所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等
ア 機構が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、機構は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、所有者の同意を得る。

イ また、機構が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用賃借が終了したときは、当該附属物を收去する義務を持つ。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

改良費又は 改良工事	機構及び農地耕作者並びに 土地所有者の費用に關する 支払い区分の内容	機構及び農地耕作者の 支払額について土地所有者が 償還すべき額及び方法	備考

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、機構が同意しようとする場合には、機構は前記に設置について所有者の同意を得る。

また、転借人が所有者及び機構の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用賃借が終了したときは、転借人は所有者に対して直接当該附属物を收去しないことに同意しているときに限り、機構は所有者に対して收取の義務を負わない。

ウ ア及びビの規定にかかるらず、所有者が附属物を收去しないことに同意しているときに限り、機構及び転借人は收去の義務を負わない。この場合、機構及び転借人は所有者に対して償還の請求をすることができる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(11) 税税公課等の負担
ア 所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び課課金は、転借人が負担する。

ウ その他当該土地の賦課金等は、別表1に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

(12) 賃貸借又は使用賃借の解除
ア 機構は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用賃借を解除することができる。

(13) 賃貸借又は使用賃借の終了
ア 天災地変その他、所有者及び機構並びに転借人の責めに帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用賃借は終了する。

(14) 目的物の返還
ア 天災地変その他、所有者及び機構並びに転借人の責めに帰すべからざる理由により当該土地の不可抗力、地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による)。ただし、災害その他の不可抗力、機構若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、機構は、原状回復の義務を負わない。

(15) 利用権の変更の禁止
ア 所有者及び機構は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。

イ ただし、所有者、機構及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 機構は、転借人に對し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) 機構開拓基盤整備事業の実施
ア 機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(18) その他
ア 本計画に定めのない事項及び本計画に誤義が生じたときは、所有者、機構及び市町村が協議して定める。

イ 本計画に定めたものと異なる場合は、所有者、機構及び市町村が協議して定める。

別表2

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考